

☆み つ け☆



商工会通信 2013年3月

<http://www.mitsuke.or.jp/>

確定申告はお済みですか？

所得税の申告期限は

3月15日（金）まで

消費税の申告期限は

4月01日（月）まで

※ご相談は商工会まで



無料法律相談の開催

法律問題でお困りの方、商工会の無料法律相談を利用してみませんか。（要予約）

開催日 3/27（水）・4/08（月）

AM10:00～正午

会場 見附商工会館

「新潟県中小企業金融相談電話 （円滑化 相談）」設置について

中小企業金融円滑化法の終了に伴う中小企業の資金繰りや貸付条件の変更に係る電話相談に対応します。

1 電話対応時間 平日8:30～17:15

2 電話番号 025-285-6887

（新潟県庁 商業振興課内）

3 実施体制 商業振興課職員で対応

4 実施期間 平成25年3月1日から当面の間

5 その他 新潟県信用保証協会においても同様に、金融円滑化の相談窓口を平成25年3月1日より設置し、県と連携して対応します。

（労災保険・雇用保険について）

4月は労働保険における年度更新手続きの時期となります。労災保険における労働者の範囲並びに雇用保険における労働者の範囲等見直しの必要な事業所もありますので、お早めにご相談ください。

見附建設業一人親方組合への加入について

労働保険一人親方等特別加入に未加入の方及び中小事業主等特別加入の方で常態が変更になっている方（従業員がいなくなった方）は、一人親方等特別加入にご加入ください。中小事業主等特別加入の方で、労災発生時に常態が一人親方に該当すると、中小事業主等特別加入での労災適用が受けられませんのでご注意ください。

見附商工会労働保険事務組合にご加入の方へ

見附商工会労働保険事務組合へ加入されている方への申告書は、3月25日の週に見附商工会より発送されます。また、年度更新相談会を4/23～4/25に行いません。

※労災保険の特別加入の脱退申請及び給付基礎日額の変更申請は3月中に行わないと、4月以降も保険料が徴収されます。特別加入を脱退・変更する場合は早めに事務組合へご連絡下さい。

金融円滑化法の終了に対応した県制度融資等を創設します。（3月1日開始）

■県制度融資「金融円滑化資金」について

○県制度融資「金融円滑化資金」の特徴

①金融円滑化資金「借換支援枠」

- ・信用保証協会の保証付融資の借換・一本化による実質的な条件変更に対応（県制度融資以外の保証付融資からの借換にも対応可能）
- ・返済条件の緩和（不均等返済・期日一括返済可能）による返済負担の軽減

②金融円滑化資金「金融円滑化枠」

- ・一時的な収支のズレなど突発的な資金需要に対応する運転資金を融資
 - ・原則、割賦償還（融資期間が1年以内の場合、期日一括返済も可能）
- ※どちらの借入枠においても、信用保証料の概ね▲0.2%の引き下げ措置あり

○融資制度の概要

- ・融資期間：借換支援枠5年（据置期間なし） 金融円滑化枠7年（据置期間2年以内）
- ・融資限度額：1億円（但し、金融円滑化枠は上限3,000万円）
- ・新規融資枠：300億円（平成25年度）[借換支援枠180億円＋金融円滑化枠120億円]

■マル経融資利子補給制度について

- 補給対象者：金融機関等より金融円滑化法による貸付条件変更を受けた実績があり、かつ商工団体による推薦を受けてマル経融資を実行した小規模事業者

- 補給対象資金用途：事業実施に必要な運転資金

- 利子補給率：0.2%
- 補給対象期間：5年間

- 補給申請先：マル経融資を推薦した各地域商工団体へ申請

※申請にあたっては金融機関等による貸付条件の変更実績の証明が必要

見附商工会の主な事業の推移

見附商工会 室長代理 坂井敏昭

【平成 14 年度、15 年度】

見附市経済活性化戦略会議を実施。

全業種が参加し相互に連携してその相乗効果により新産業の創出を図り、住みよい活力にあふれたまちづくりを目的に実施。

主な事業は、街じゅう美術展・地場工業展・産業廃棄物実態調査・マイバック運動・企業交流会・IT 講習会 etc。

特に 14 年度は、プレミアム付き商品券(1 億 1 千万円)を発行し好評を得る。また平成 16 年 1 月には、「ふれあい広場みつけ」をオープン。

【平成 16 年度】

7. 13 水害、10. 23 中越大震災、豪雪等の災害が発生。

商工会としては、いち早く被災企業を訪問し被害調査を行うとともに、支援を実施。

事業では、NICO の協力を得て企業交流会を盛大に開催する他、工業部会・化学部会でも交流会を開催し、ガイドブックを作成するなど企業間連携に力点をおいて事業を実施。

【平成 17 年度】

企業間連携事業に引き続き取り組むとともに、新規事業として新事業展開に向けた創業者人材育成事業(第二創業コース)をスタートし、新規ビジネスプランづくりを支援。

また、早期の災害復興のため、見附商店街災害復興対策事業(トクトク商品券発行・アーケード植栽 etc)、今町商店街復興支援事業(復興宝くじ大売出 etc)、地域産品販路開拓支援事業(戦略的中国事業参入事業 etc)、経営総合支援事業、被災家屋調査管理事業、受注コーディネート事業(交流会・企業ガイドブック作成 etc)、災害融資利子補給事業の 7 項目の災害復興対策事業を実施。

商業関係では、年末に大型店出店反対要望を見附市に提出。

【平成 18 年度】

個別企業の経営革新支援を最重点事業として、引き続き創業者人材育成事業に取り組む他、地域連携事業・地域産品の国外展開事業に取り組む。

また、大型店出店による商業関係への影響を考慮し、中心市街地活性化のための調査研究事業を実施。

また、労務対策事業として、見附建設業一人親方団体を設立し、労働災害救済に向け体制を整備。

【平成 19 年度】

景気後退局面を迎える中、引き続き 18 年度事業を推進するとともに、新規事業として、ニット産業の中小企業販路開拓支援事業を実施。

商業振興においては、新町フラワーパークの整備に着手。

税務指導においては、記帳機械化への移行を推し進めるとともに、商工会指導分については e-tax での申告を推進。

福利厚生対策事業として、貯蓄共済加入推進事業と連携して、健康診断事業及び人間ドック受診者に対して助成措置を創設。

【平成 20 年度】

地場産業の振興を図り地域資源(織物・ニット)を活用した特色ある商店街づくりを旗印に事業を展開。復興基金を活用したニット販路開拓事業を拡充するとともに中国延辺企業との

ビジネスの可能性について検討。

商業振興においては、まちなか賑わい委員会の提言を受け、新町フラワーパークにウッドデッキを設置。

【平成 21 年度】

20 年度に引き続き地場産業及び商店街振興事業を推進。復興基金活用事業では、ニット販路開拓支援事業に加え、織物販路開拓支援事業を追加するとともに、販路開拓展示商談会事業(ネスパス展示商談会)・製造業技術承継支援事業(ニット塾)・中国販路拡大実験事業(中国延吉市に展示場開設)を実施。

商業振興においては、「みつけトキめき商品券」を発行。

【平成 22 年度】

前年度に引き続き、地場産業及び商店街振興事業を推進するとともに、復興基金活用事業を展開。

また、新たに MITSUKE KNIT ブランド構築事業に着手。

商業においては、新町フラワーパークに植樹・街灯を設置し環境整備を推進。

アウトレットモールの協議が進む中、見附商工会としての「まちなか賑わい戦略」を策定。

23 年 1 月には、50 周年記念式典を新春企業交流会において開催。

【平成 23 年度】

引き続き、地場産業及び商店街振興事業を推進するとともに、復興基金活用事業を展開。

また、地場産業振興については、販路開拓事業から本格的に MITSUKE KNIT ブランド構築事業へ移行するとともに、海外展開事業を継続。

商業振興においては、新町フラワーパークに芝生を整備するとともに、まちなか賑わい事業の一環として「軽トラ市」を開催。

観光・産業連携の活用を視野に、大平森林公園手前において蕎麦栽培の実験に着手。

【平成 24 年度】

引き続き、地場産業及び商店街振興事業を推進するとともに、MITSUKE KNIT ブランド構築事業、海外展開事業を推進。合わせて、JAPAN ブランド事業に取り組み、MITSUKE KNIT をパリの展示会に出展。

大平森林公園手前の活用について、蕎麦栽培面積を拡大して実施。

【10 年を振り返り】

10 年を振り返りますと、その都度の経済情勢及び出来事に応じて、様々な事業が展開されています。

しかし、いずれも先を見据えた事業であり、一つ一つの事業が関連して今日に至っていると自負しております。

大きな災害も何度かありました。被災企業へいち早く駆けつけることの大切さも身に染みて思いました。

また、復興に向け各種事業を展開しました。

商工会自らが事業主体として動き出した事例は、全国でも数少ないと思います。

今までは指導団体としての性格から、指導しても会員が動き出さなければ何もしなくてよかった時代ですが、現在は商工会自らが企画し実行し、時には会員企業をリードしていくことも必要だと感じています。

25 年度以降も、地域貢献計画に基づき、トータルファッションシティのまちづくりに向け、地場産業及び商店街振興事業を推進したいと考えております。